

重要事項説明書

(赤岩介護医療院短期入所療養介護のご案内)

(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人光生会 赤岩介護医療院
- ・開設年月 平成31年 4月
- ・所在地 豊橋市多米町字蟬川33-70
- ・電話番号 0532-62-2105
- ・ファクス 0532-63-4170
- ・管理者名 院長 佐藤 元彦
- ・介護保険指定番号 23B2000023

(2) 赤岩介護医療院の目的と運営方針

赤岩介護医療院は、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練及びその他必要な医療などの施設療養サービスを提供することで、入院患者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助・支援することを目的とした施設です。さらに、退院の場合には、療養環境の調整などの退院時の支援も行いますので、安心して退院していただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上ご入院下さい。

{赤岩介護医療院の運営方針}

- 1 施設サービスの計画に基づいて、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう事業を行う。
- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	8	10	1	
・薬剤師	2	4		
・管理栄養士	2	1		
・看護職員 (介護支援専門員と兼務)	21	5	2	
・介護職員	25	4	2	
・歯科衛生士	2			
・理学療法士	19	4		
・作業療法士	7	2		

・言語聴覚士	3			
・診療放射線技師	1			
・介護支援専門員 (看護職員と兼務)	4			
・事務職員	5	2		
・その他	5	8		

- (4) 入所定員等 ・定員 117名
 ・療養室 個室 3室 二人部屋 1室 四人部屋 28室

2. サービスの内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 医学的管理・治療及び看護
- ③ 食事
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入院患者には特別浴槽で対応）
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 感染症対策体制の徹底
- ⑧ 介護事故発生の防止
- ⑨ 褥瘡の防止
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ その他

* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. サービスの内容に関する特色

- ① 歯科衛生士を配置し、口腔ケアに専念できるようにしています。
- ② 理容室を設け、利用者の便を図っています。（外部委託）

4. 利用料金

施設利用料（指定介護医療院短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護医療院短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。）

(1) 個室

(イ) 基本料金

- ・要介護1 768単位
- ・要介護2 879単位
- ・要介護3 1,119単位
- ・要介護4 1,222単位
- ・要介護5 1,314単位

(2) 多床室

基本料金

- ・要介護1 880単位
- ・要介護2 993単位
- ・要介護3 1,233単位
- ・要介護4 1,334単位
- ・要介護5 1,426単位

但し、入院後30日間に限って、上記料金に30単位加算(初期加算)されます。

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて362単位となります。

(ロ) 特定診療費等

- ・リハビリテーション、薬剤指導管理等の特定診療及び退院時指導等の指導が必要と判断される患者さんについては加算されます。

(ハ) 安全対策体制加算

- ・組織的に安全対策を実施（入所時） 20単位

(ニ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ・介護福祉士の常勤配置加算として1日当たり 18単位

(ホ) 夜間勤務等看護加算（Ⅳ）

- ・夜間における看護、介護職員の配置加算として1日当たり 7単位

(ヘ) 栄養マネジメント強化加算

- ・継続的な栄養管理の強化を実施（1日当たり） 11単位

(ト) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

- ・国へのデータ提供 フィードバックによるケア向上の取り組み（1月当たり） 60単位

(チ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

- ・月額総単位数（特定療養費を含む）に対し29/1,000が加算

(リ) 食費 1日当たり 1,445円

(ヌ) 居住費（個室） 1日当たり 1,668円
居住費（多床室） 1日当たり 377円 } 令和6年7月31日まで

居住費（個室） 1日当たり 1,728円
居住費（多床室） 1日当たり 437円 } 令和6年8月1日より

*食費・居住費とも負担限度額認定を受けている場合はその負担限度額となります。

(ル) その他の料金（消費税込金額）

- ① 個室利用料 1日当たり 3,300円
- ② 洗濯代 1月当たり 6,600円
1日当たり 220円
- ③ 病衣使用料 1日当たり 66円
- ④ 理美容代（外部委託） 1,500円

5. 支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末日までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間 8時30分～19時迄
- ・外出・外泊 主治医の承認を得た後、指定の届出書により届けて下さい。
但し、外泊は月6日以内となります。
- ・喫煙 院内、敷地内はすべて禁煙です。
- ・設備・備品の利用 決められた方法により、他の患者さんの迷惑にならないように利用して下さい。

・金銭・貴重品の管理 現金所持は誤食、誤飲の恐れもあり遠慮願います。やむを得ない場合には少額にしてください。なお貴重品は手許に置かないで下さい。

(貴重品 BOX はございません)

7. 非常災害対策

防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に(年2回)避難・救出等の訓練を行います。

8. 要望又は苦情の申出

入院患者及び扶養者は当施設の提供する施設療養サービスに対して要望又は苦情等について、苦情申出窓口申し出ることが出来ます。又、当施設管理者宛ての文書で申し出る事も出来ます。

苦情等の申出窓口は以下の通りです。

① 赤岩介護医療院 相談員 看護師長

豊橋市多米町字蛸川33-70

TEL 0532-62-2105

② 東三河広域連合 介護保険課

豊橋市八町通二丁目16

TEL 0532-26-8471

③ 国保連合会 介護福祉室 苦情調査係

名古屋市東区泉一丁目6番5号

TEL 052-971-4165

苦情等の対応時間は以下の通りです。

平日：8:30~17:30

土曜日：8:30~12:30

定休日：日曜日、祝日、8/14、12/30~1/3

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに東三河広域連合、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 機密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た入所者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を入所中はもちろん、退所後においても正当な理由無く第三者に漏らすことは有りません。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 第三者評価の実施状況

実施していません。